

じゅんかん わがやま

会 報

VOL. 49
2023年 新春号



癒しの県 和歌山



一般社団法人
和歌山県産業資源循環協会

目 次

1. ごあいさつ

① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長	松田 美代子	2
② 和歌山県知事	岸本 周平	3
③ 和歌山市長	尾花 正啓	4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長	西山 浩己	5

2. 行政ニュース

① 和歌山県ごみの散乱防止強化月間を中心とした県の実施紹介	6
② 汚泥に該当する石綿含有産業廃棄物の取扱いについて	15
③ アスベストの事前調査における資格の義務化について	16
④ 機器廃棄時のフロン類回収の徹底をお願いします	19
⑤ 土壌汚染対策法について	22
⑥ ノロウイルス食中毒・感染症の予防について	26

3. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会理事会

令和4年度第2回・第3回理事会	27
-----------------	----

4. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

① 行政懇話会	28
② 安全衛生活動事業	29
③ 収集運搬部会	33
④ 第24回クリーンアップキャンペーン	36
⑤ 第5回親睦ゴルフコンペ	37
⑥ 青年部会活動	38

5. 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

① 会議報告	39
② 全国産業資源循環連合会政治連盟	39
③ 近畿地域協議会	40

6. 事務局だより・情報コーナー

① 和歌山県への新役員の挨拶について	41
② 「和歌山県ごみの散乱防止強化月間」出発式への出席について	41
③ 緑十字賞の受賞について	42
④ 災害廃棄物処理に対する取り組み	42
⑤ 令和4年度安全衛生活動の現状調査について	44
⑥ 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会	45
⑦ 許可期限のお知らせ	46
⑧ 会員ニュース	47
⑨ 新入会員の紹介	48
⑩ 協会への入会の勧誘	50
⑪ 建設業の経営事項審査の加点対象について	51
⑫ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い	52
⑬ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について	53

7. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の令和4年主要事業・行事

57

新年のごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
会 長 松 田 美 代 子

新春の候 会員の皆様におかれましては穏やかな新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。また平素から和歌山県産業資源循環協会の運営に多大なご協力をいただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。

さて、日本国内で新型コロナウイルス感染症が確認されて3年余りが経過しましたが未だ衰えることを知らず第8波が到来しています。こうした中、新型コロナワクチン接種も進み、人々の生活様式も新型コロナウイルス感染症に順応した形に変わってきているように思います。当協会でも新しい生活様式を念頭に置き、昨年の夏頃から新型コロナウイルス感染症で延期や中止をしていた研修会やイベント、親睦会などを開催したところ、多くの会員様にご参加いただきました。WEB会議などが主流となり利便性が向上したことに感銘していましたが、人々が集まり、顔の見えることの温もりをひしひしと感じることができ、DX社会を推進していく中での社会活動として重要なキーワードになるのではと思っています。

こうした中、2022年4月1日、プラスチックのライフサイクル全般における資源循環の取り組みを求める「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。廃棄物から資源物への大きな流れとなる法律であり、私たち廃棄物業界が処理者としてだけでなく、製造者となるべき道標が明確に示されたものと捉え取り組んでいかなければならないと思います。

また、環境問題では、温室効果ガスにより地球気温が上昇する地球温暖化やプラスチックの不正廃棄による海洋ゴミ、住環境の変化による生物多様性の消失などが山積しています。どこか遠くでのことのように感じますが、私たちの身の回りに多くの影響を及ぼし、毎年のように猛暑が続き、多くの台風が発生、豪雨や洪水による自然災害を頻繁に引き起こしています。また、いつ起こってもおかしくないと言われている南海トラフ大地震は、和歌山県だけでなく東海から九州にかけての太平洋沿岸で計り知れない被害をもたらす、大量の災害廃棄物を発生させます。こうした災害廃棄物の処理について、当協会は、和歌山県と「大規模災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」、和歌山市と「災害時廃棄物の処理等に関する協定書」、県下全市町村と県協定の規定に基づく「覚書」を締結しています。和歌山県や各市町村と連携を密にし、我々協会員が大規模な災害発生時でも、すぐに対応出来る初動体制を築き、早期の復旧・復興を目指すことが重要となります。他にも業界を取り巻く課題は多くありますが、協会会員一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、協会員皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

新しい年が皆様にとって実り多き一年になりますようご祈念申し上げ新年の挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ



和歌山県知事 岸本周平

あけましておめでとうございます。

県民の皆さまには、気持ちも新たに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

私も、知事就任後、初めての新年を迎え、改めて、これからの4年間、県政の舵取りを担うことの重責に身の引き締まる思いであり、県民の皆さまからの負託に全身全霊で応えていくことを強く誓ったところです。

去年は、ロシアによるウクライナ侵攻や歴史的な円安の進行、急激な物価高騰など、私たちの日常生活を揺るがしかねない大きな出来事が相次ぎました。

一方、和歌山県におきましても決して楽観できる状況にはなく、止まらない人口減少や少子化への対応、南海トラフ地震など自然災害への備えなど大きな課題を抱えております。

そのために、農業、林業、水産業など一次産業の活性化と新しい観光産業の振興に加え、子育て世帯の経済的負担を軽くするための支援を充実させるとともに防災力を強化し、国土強靱化に取り組むなどの施策を推進し、県民の皆さまの生活を守ってまいります。

今回の知事選では、「和歌山が最高！だと子どもたちが思う未来を！」と訴えてきました。私が目指すこの未来は一朝一夕に実現するものではありませんが、その扉に向かって着実に歩みを進めていくため、これまでの草の根の活動で培った経験と人脈を生かしつつ、まずは県内各地の様々な現場に赴き、県民の皆さまのご意見やご要望を直接お聞きし、県庁をあげて一生懸命応援していくような、開かれた温かみのある県政を行ってまいります。

さらに、全国で活躍している幅広い分野の方々にアイデアを出してもらおうプラットフォームを作り、県内で頑張っておられる方々の知恵と力を合わせて、ワクワク、ドキドキするような和歌山県活性化のプロジェクトを発信していきます。

今、目の前では、小型ロケット「カイロス」が、串本の地から宇宙に向けて打ち上げられようとしております。また、世界中に甚大な影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症も、依然として収束には至りませんが、通常の社会経済活動ができるような状況になりつつあり、今年は、インバウンド観光もコロナ禍前の水準に近づくことが予想されております。さらに、2023年の弘法大師ご生誕1250年、2024年の世界遺産登録20周年、そして2025年の大阪・関西万博と、今後3年にわたりビックイベントが続いていきます。このような状況の中、まさに今年はコロナ禍からの反転攻勢に大いに弾みがつく一年になると期待がふくらみます。

小型ロケット「カイロス」が勢いよく飛び立つように、新たな県政がロケットスタートを切れるよう、私も職員と一丸になって頑張ってまいりますので、県民の皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

最後に、新しい一年が、県民の皆さまにとって輝かしい年となりますことをお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ



和歌山市長 尾花 正 啓

あけましておめでとうございます。一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様が健やかに新年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

日頃より、廃棄物の適正処理の推進や資源循環の促進にご尽力いただいていることに加え、各種講習会の開催や不法投棄防止巡回パトロール等に取り組んでいただいていることに心から感謝申し上げます。

この度、貴協会の皆様、市民の皆様から力強いご支援と温かいご厚情をいただき、三選を果たすことができました。厚く御礼申し上げます。和歌山市の更なる発展のために全力で取り組む決意であります。三期目は「誰もが安心して暮らせる優しいまち」「ふるさとで学び働けるまち」「県都として活力にあふれたまち」「子供たちがいきいきと育つまち」の4つのまちの将来像に向けた取組を進め、本市固有の歴史・文化、自然環境などの魅力を磨き上げるとともに、行政のデジタル化や脱炭素社会の実現に向けた先行的な取組など、新しい時代の潮流を捉え、市民の方々との対話を重視する市民目線の市役所改革をさらに推進しながら、的確な施策によって都市や経済の成長を促し、必要な財源を確保する「経済の成長と福祉の充実の好循環」を成し遂げてまいりますので、貴協会の皆様のご理解ご協力を宜しくお願い申し上げます。

一昨年の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）の「グラスゴー気候合意」において、工業化前からの気温上昇を1.5℃以内に抑える努力を追求する決意が示され、さらに昨年のCOP27では、各国の温室効果ガス削減の取り組みを大きく前進させるための議論がなされました。その中で脱炭素社会への関心が世界中でさらに高まり、その実現は喫緊の課題となっております。本市においても昨年「脱炭素先行地域推進プロジェクトチーム」を発足させ、様々な取組を実施し、脱炭素社会を推し進めています。また、廃棄物処理業界におかれましても、脱炭素社会に向けた新技術の開発や法の整備等、目まぐるしいスピードで状況が変化しておりますので、引き続き貴協会の皆様との情報共有を密にし、脱炭素社会及び循環経済の推進にご助力をいただき、今後も本市の環境行政にご理解とご協力を賜り、住みたいと選ばれる魅力あるまちづくりの支えとなっていただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の皆様の益々のご発展と、本年が皆様にとって更なる飛躍の年となるよう祈念しまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 西山 浩 己

新年あけましておめでとうございます。

令和5年の年頭に当たり、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様方におかれましては、清々しい新年を迎えられましたことと心からお慶び申し上げます。

また皆様には、平素より産業廃棄物の適正処理の推進に努められるとともに、不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の地域社会の環境保全活動に大きく寄与されておりますことに、心から敬意を表する次第です。

さて、和歌山県警察では、令和4年10月末現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件で67件、69人（前年同期比＋1件、同－13人）を検挙しています。

数字の内訳を見ていきますと、一般廃棄物の不法投棄及び不法焼却事件で55件54人を検挙、産業廃棄物の不法投棄及び不法焼却事件で12件15人を検挙しており、事件検挙のうち、実に20%近くが産業廃棄物によるものです。

近年、県内の廃棄物事犯の検挙件数はほぼ横ばい傾向ですが、全国的には依然として人目に付かない山中に産業廃棄物を大量に投棄する等の大規模で悪質・巧妙な廃棄物事犯が多数発生しています。

和歌山県の古い国名である「紀の国」とは「木の国」が転じたものと言われるほど県内における森林面積の割合は高く、人の目が届きにくい森林や山を広く所管する当県警察としましては、いつ大規模な廃棄物事犯が発生するかもしれないと強い緊張感を持って職務に精励しているところです。

不法投棄や不法焼却のような環境犯罪は、一度発生すれば自然環境を破壊して取り返しのつかないダメージを与えるとともに、県民の生活や健康に多大な被害が及ぶおそれがあることから、未然防止はもちろん、早期把握、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要です。

当県警でも、県下73名を民間ボランティアである「紀の国環境モニター」に委嘱するなどして、関係機関と連携のうえ不法投棄事犯の早期把握に努めております。

本年も引き続き和歌山の豊かな自然環境を保全し、県民生活の安心・安全を守るために、関係機関と連携を図りながら、各種取締りを強化するとともに、効果的な広報・啓発活動を積極的に推進してまいりますので、変わらぬ貴協会のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展、ご活躍と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

2 行政ニュース

2-① 和歌山県ごみの散乱防止強化月間を中心とした県の実施紹介

和歌山県循環型社会推進課

令和2年4月「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」が一部施行され、同年10月に全面施行されたことから、和歌山県では毎年10月を「ごみの散乱防止強化月間」に設定しています。

この期間中、県では県民の皆様や県産業資源循環協会、企業団体、関係自治体、関係機関等と協働して積極的な取り組みを実施し、県民に対してより一層の環境保全に対する意識の向上を促しごみの散乱防止に努めています。

特に県産業資源循環協会には、県内各地の巡回パトロールで不法投棄廃棄物の撤去等を実施していただき、多大な御協力をいただきました。

県では、期間中、1 監視指導の強化、2 撤去清掃活動、3 啓発活動の三つを柱とし、次のような活動を実施しました。

1 監視指導の強化

(1) 通報協力依頼

協力団体、ラジオ放送、マンスリー県政を通じて不法投棄通報の呼び掛け
広報誌、廃棄物指導室ホームページへの掲載

(2) 主な監視パトロール

環境監視員によるごみ散乱多発場所における重点パトロール

保健所と管内市町村・警察署の合同監視パトロール

海上保安庁との合同海上パトロール 写真①

(海南海上保安署 10月6日実施、田辺海上保安部 11月24日実施)

廃棄物指導室、保健所合同で解体工事現場立入検査 写真②

2 主な撤去清掃活動

わかやまごみゼロ活動応援制度登録団体による清掃活動

県産業資源循環協会と合同での紀の川市一円不法投棄防止巡回パトロール

(10月13日実施)

県産業資源循環協会と合同での田辺市周辺不法投棄防止巡回パトロール

(10月20日実施)

3 主な啓発活動

和歌山県ごみの散乱防止強化月間出発式（10月6日実施） 写真③

高野町地域安全運動イベントでの啓発活動（10月15日実施） 写真④

友ヶ島クリーンアップ大作戦（10月30日実施） 写真⑤

県税事務所・警察署との合同路上啓発活動（軽油抜取路上検査時に実施）

釣り人やキャンプ客等のマナー向上のための啓発活動 写真⑥

県管理道に設置されている電光掲示板による周知 写真⑦

広報車による啓発活動

このように和歌山県では、陸上でのごみの散乱を防止し海洋ごみ問題解決、また県民の皆様にとって健康で文化的な生活の構築に向けた取組みを引き続き行っていきますので、会員の方々の御協力を今後ともよろしくお願いします。



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦

〈その他の取組紹介〉

災害廃棄物啓発グッズ

災害からの復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理を行う必要があります。県民に対し、平時からの災害廃棄物に関する教育・啓発を行うことが大切です。

災害廃棄物を楽しみながら学べる啓発グッズ（カルタ、トレーディングカードゲーム、すごろく）を作成しました。10ページに掲載している紹介チラシのほか、啓発グッズを紹介するホームページも開設しておりますので、ご覧ください。



啓発グッズを活用した「県政！出張おはなし講座」を実施しますので、講座を希望される方は循環型社会推進課までご連絡ください（073-441-2675）。

和歌山県認定リサイクル製品制度

資源の循環的な利用及びリサイクル産業の育成を目的に、原材料となる循環資源が主に県内で発生したものなどの基準に適合したリサイクル製品を、県は「認定リサイクル製品」として認定し、当該製品の優先的購入に努めるとともに普及を促進しています。

令和4年度の認定審査会を11月29日に開催し、8事業所10製品の新規製品を含む27事業所57製品が認定されました。

貴協会会員の製品認定 11 事業者 24 製品

赤井工業株式会社 「Aソイル」 外 10 製品

株式会社梶原土建 「再生砂」

環境リサイクル株式会社 「RC-40」

株式会社小森組 「RM-40」

株式会社坂口興業 「RC-10(再生砂)」 外 2 製品

株式会社那智勝浦リサイクルセンター 「RC_40」

牧野商店 「RC-40」 外 1 製品
株式会社丸山組 「R-K30」
株式会社三崎舗道 「再生骨材 (R13~0)」
南部生コン工業株式会社 「再生クラッシャーラン RC-40」
めらリサイクル株式会社 「再生砕石 RC-40・RC-10」

わかやまプラスチックごみ削減県民運動

海洋ごみ問題の解決に向けて、令和 2 年に「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を施行し、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」を合言葉に、ごみの散乱を防止する取組を推進しています。

令和 4 年度からは、プラスチックの資源循環を促進する一方、資源循環の輪から外れた、最終処分されるプラスチックごみは環境中に流出するリスクがあるため、県全体で皆さんができる範囲内でのプラスチックごみを削減する取組を進めていきますので、ご協力よろしくお願いします。

(1) 【県民】プラスチックごみ削減キャンペーン

皆さんが取り組んでいる(あるいはこれから取り組もうと思う)プラスチックごみ削減の取組を選んで応募いただき、抽選で 30 名の方にマイボトルが当たります。

募集期間：令和 4 年 11 月 18 日(金)～令和 5 年 2 月 10 日(金)

応募資格：県内に在住・在勤・在学の方で、日本国内で郵便物等の受取が可能な方

*詳しくは、11ページに掲載しているチラシをご覧ください。

(2) 【事業者】プラスチックごみ削減協力事業者制度

プラスチックごみ削減の取組を 1 つ以上実践する県内の事業所、団体等を県が「プラスチックごみ削減協力事業者」として登録し、県ホームページで紹介し、登録証及びステッカーを交付します。

募集期間：随時受付しています。

登録資格：県内の事業所、団体等のうち、プラスチックごみ削減の取組を 1 つ以上実践する事業所等

*詳しくは、13ページに掲載しているチラシをご覧ください。

*取組内容につきましては、エコマーク認定製品(作業服や文具類など)を積極的に使っていただくことにより、プラスチックのリサイクルを推進し、ひいては最終処分されるプラスチックごみの削減につながると考えています。

きいちゃんカルタ



災害ごみの基礎知識を5・7・5の標語にまとめた災害ごみカルタです。読み札には様々なきいちゃんのイラストをこしらえていますので、コレクションとしても利用することができます！
全体的に紅葉テイスト、和風テイストに仕上げていますので、秋の行楽シーズンなどにみんなでわいわい楽しめます。



読み札



取り札

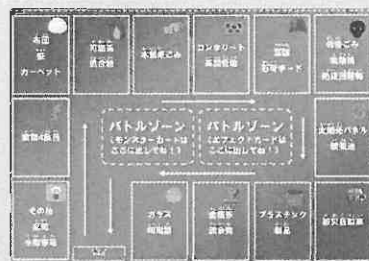
D.WASTE

REVOLUTION OF STORAGE

(災害ごみ ~保管革命~)



1対1の対戦を通じて、災害ごみの種類や分別・処理方法等について知ることができるトレーディングカードゲームです。
ポケモンカードゲーム等と同様に、対戦用のカード(災害ごみをモンスターに見立てたカード)と対戦を補助するカード(エフェクトカード)を駆使し、自分だけのオリジナルデッキを構築して、知能戦を繰り広げることができます！



仮置場に見立てたバトルマット



モンスターカード



エフェクトカード

既に川崎市のNPO法人 SoELaが、マイアース(慶應大学開発)という環境系トレカを「遊べる教材」として学校現場へ導入しています！
和歌山県でも、同じような取り組みをしてみませんか！



川崎市立枳形中学校でのトレカワークショップ
<https://www.soela.jp/my-earth/>

片付けごみの冒険



災害ごみ、とくに被災家屋から排出された畳や家具などの片付けごみが、どのようなプロセスを経て最終処理されるのかについて、すごろく形式で学ぶことができるゲームです。
プレイヤーは、6種類の片付けごみの駒から1つ選び、RPG風の4ステージを下から上へ進み、先にゴールしたほうが勝ちとなります。最終ステージでは、駒ごとに進む道が分岐します！



駒1: 畳



駒2: 洗濯機



駒3: 自転車



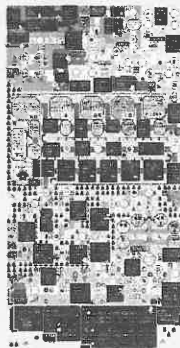
駒4: 壺



駒5: タンス



駒6: 消火器



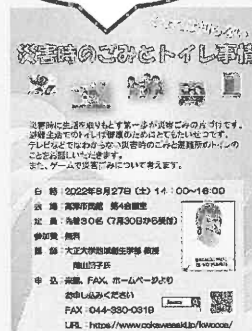
ステージ4: スノーマン山脈
仮置場から処理施設までのルート

ステージ3: モンスタリウム
仮置場での保管・運び出し作業

ステージ2: ヒマワリ畑
集積所から仮置場までのルート

ステージ1: サクラタウン
被災家屋から集積所までのルート

川崎市で8月に実施された市民向けワークショップで使用していただきました！
参加者同士のアイスブレイクにもうってつけです！



プラスチックごみ 削減キャンペーン

令和4年11月18日(金)～令和5年2月10日(金)

プラスチックごみが海の環境や生物に影響を及ぼしています。
プラスチックごみを減らすための皆さんの取組を教えてください！

応募資格

和歌山県内に在住・在勤・在学の方で、
日本国内で郵便物等の受取が可能な方
※未成年者は保護者の同意を得て応募してください。

抽選で30名の方
にマイボトル
が当たります！

応募方法

応募は以下のいずれかで

(1) 応募フォームから



(2) 郵送・FAX・メールでの応募 (郵送の場合、当日消印有効)

①～③を記入して、下記まで応募してください

- ①氏名(ペンネーム及び本名)
- ②当選した際のプレゼント送付先住所
- ③あなたの取組
(写真があれば同封してください)

(3) SNS (Instagram) での応募

- ①「エコの和(和歌山県環境生活総務課)」
(@eco_no_wa) をフォロー
- ②ハッシュタグ「#わかやまプラごみ削減」
をつけ、あなたの取組や写真を投稿

※非公開アカウントに設定されていないか
ご確認ください。

あなたの取組は、こちらから

あなたが取り組んでいる(あるいはこれから取り組もうと思う)プラスチックごみ削減の取組を選んでください(複数選択可)



マイボトル・マイバッグを使用する



なるべく詰替商品を利用する

地域の清掃活動に参加する



お店でプラスチック製のフォークや
スプーンをもらわない



宿泊の際にはアメニティ
(歯ブラシなど)を持参する

店頭回収に協力する



その他

※応募写真や応募内容は、和歌山県 HP などで紹介することがあります。

応募・問合せ先

和歌山県 循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1 TEL 073-441-2675 FAX 073-441-2685
E-mail e0318001@pref.wakayama.lg.jp



この印刷物は地球環境に優しい
植物性インキを使用しています。

郵送・FAX用応募用紙

ペンネーム	本名
当選した際のプレゼント送付先住所 〒	
あなたが取り組んでいる（あるいはこれから取り組もうと思う）プラスチックごみ削減の取組に○をつけてください （複数選択可）。「その他」の場合は、その取組を記入してください。 ・マイボトル・マイバッグを使用する ・なるべく詰替商品を利用する ・地域の清掃活動に参加する ・お店でプラスチック製のフォークやスプーンをもらわない ・宿泊の際にはアメニティ（歯ブラシなど）を持参する ・店頭回収に協力する ・その他（ ）	

応募規約

■賞品について

- ・応募いただいた方から抽選で30名に賞品が当たります。
- ・賞品は変更されることがあります。
- ・当選の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
- ・賞品の発送は、日本国内に限ります。
- ・当選候補者には、SNSのダイレクトメッセージ機能やメール等で連絡します。
- ・期限内に返信等がない場合、当選は無効とします。
- ・当選者は当選の権利を他人に譲渡並びに換金することはできません。
- ・以下の場合、当選対象外になる場合があります。
 - アカウントが非公開の場合、投稿後非公開とした場合
 - 当選通知前にフォローを解除された場合
 - 当選通知前に応募時の投稿を削除された場合、アカウント自体を削除した場合
 - 当選通知前にアカウント名および@ユーザー名を変更した場合

■注意事項

○応募写真等について

- ・応募写真や文章は、著作権、商標権、肖像権、プライバシーその他の権利を侵害しないものに限りです。被写体が人物の場合は、本人の承諾を得てください。
- ・撮影禁止場所で撮影した写真や、撮影が禁止されているものを撮影した写真は不可とします。
- ・応募写真等の著作権等は応募者自身に帰属しますが、応募されたことをもって、応募者は和歌山県に対し、応募写真等を全世界において無償で非独占的に使用する権利を許したものとします。また、応募者は県に対し、著作人格権を行使しないことに同意したものとします。
- ・応募写真等に関して、応募者および被写体が何らかの被害を被った場合や、法律上の問題が生じた場合など、和歌山県は一切の責任を負いません。

○禁止行為

- ・下記事項に該当すると判断した場合は、抽選の対象から除外することがあります。
 - ・法令等に違反するもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・犯罪行為を助長するもの

- ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- ・本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいするなどのプライバシーを侵害するもの
- ・第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの
- ・営利を目的としたもの
- ・本キャンペーンのテーマ意図と異なるもの
- ・その他、本キャンペーンの運営を妨げる行為

○免責事項

- ・応募にあたり、第三者との間にトラブルが生じた場合やその他の損害について、和歌山県は一切の責任を負いません。
- ・本キャンペーンは、Instagram運営会社とは一切関係ありません。

○個人情報

- ・本キャンペーンで取得した個人情報は、厳重に管理され、本キャンペーンに関する連絡、賞品の発送、当選作品の管理など本キャンペーンの目的の範囲内でのみ使用します。

○規約の変更

- ・和歌山県は、本キャンペーンについて、事前に応募者に通知することなく変更または中止することができるものとします。また、必要と判断した場合には、応募者への予告なく本規約を変更できるほか、本キャンペーンの適正な運用を確保するための必要な措置をとることができ

○費用負担

- ・キャンペーンへの応募に係るインターネット接続料及び通信費その他応募に関する費用は、すべて応募者の負担となります。

○SNSの利用規約

- ・Instagramの御利用にあたっては、別途その利用規約が適用されますので、確認のうえ、利用ください。また、「エコの和」SNS運用ポリシーを遵守してください。

○複数回の投稿

- ・投稿は何回でも可能ですが、同じ内容とみられる投稿を同じ応募者が複数回行うことはできません。これに該当すると和歌山県が判断した投稿は、賞品の抽選から除外します。

プラスチックごみ削減に 取り組む事業所や団体を 登録します。

プラスチックは便利な素材ですが、
みだりに捨てられて散乱し、
海に流れ着くことによって
海環境や生物に影響を与える
「海洋プラスチックごみ問題」が
世界的な課題となっています。

和歌山県では、プラスチックごみ削減のための
具体的な取組を実践する事業所や団体を登録します。

プラスチックごみ削減のため、
できることから
取り組んでみませんか？

申請・問合せ先：

和歌山県 循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 TEL 073-441-2675 FAX 073-441-2685

E-mail e0318001@pref.wakayama.lg.jp

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/index.html>

リサイクル適性 (A)

このマークは、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



プラスチックごみ削減のための具体的な取組を
実践する事業所や団体を登録します。



登録対象

和歌山県内の事業所、団体等のうち、「取組項目」の中から、
1つ以上を実践する事業所等

<取組項目>

- プラスチック製品の削減
- プラスチックリサイクルの推進
- 代替素材の活用
- その他の取組



登録方法

- ① 県ホームページから様式を
ダウンロードし記入してください。

実施要領・登録様式は
こちらから

※下欄に直接記入して
いただくこともできます。



- ② 県庁循環型社会推進課に
提出してください。
(メール、郵送、FAXにて)

登録すると

- ① 和歌山県ホームページ等で
「プラスチックごみ削減協力事業者」として紹介します。
- ② 登録証及びステッカーを交付します。



ステッカーイメージ



プラスチックごみ削減協力事業者登録申請書

FAX 073-441-2685

申請日 年 月 日

所在地

事業所・団体名

代表者氏名

●取組内容の HP 掲載

☐ 希望する 事業所・団体 HP の URL

(
※取組内容をHPに掲載している場合は、URLを記入してください。
県HPからリンクします。

☐ 希望しない

●プラスチックごみ削減の取組

該当する取組項目に○をつけて、具体的な取組内容を記入してください。

① プラスチック製品の削減

② プラスチックリサイクルの推進

③ 代替素材の活用

④ その他の取組

●遵守事項（下記項目を確認の上、チェックを入れてください）

☐ 当申請者又はその役員は、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等に該当しません。また、これらと密接な関係を有していません。

申請・問合せ先： 和歌山県 循環型社会推進課

2-② 汚泥に該当する石綿含有産業廃棄物の取扱いについて

和歌山県循環型社会推進課

これまで和歌山県では、産業廃棄物収集運搬業許可証に「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」の3品目を石綿含有廃棄物が含まれるものとして記載していましたが、令和3年3月に環境省から「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」が公表され、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、除去された工法によって、産業廃棄物の「汚泥」に該当する場合がある旨、記載されました。

このことから和歌山県では、**令和5年2月1日**より以下のとおり一律に取り扱いを変更します。

現に産業廃棄物収集運搬業許可証の取り扱い産業廃棄物の種類に「汚泥」の記載があり、かつ「廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類」のいずれかの品目に1つでも石綿含有産業廃棄物を含む」の記載があれば、「石綿含有産業廃棄物を含む汚泥」を運搬する許可があるものとみなすこととします。

***但し、汚泥の許可に何らかの制限がある場合を除きます。**

***積替保管施設で保管する場合は変更届の提出が必要です。**

該当する事業者については、令和5年2月1日以降の更新許可申請時に順次確認を行い、許可証に記載します。

また、更新許可申請以前に「石綿含有産業廃棄物を含む汚泥」の許可証への追記を希望する場合は、変更届出書を提出してください。

なお、「石綿含有産業廃棄物を含む汚泥」の運搬許可を希望しない場合は、更新申請の手続き時に併せて、事業の一部廃止として、「石綿含有産業廃棄物を含む汚泥を除く」旨の変更届出書を提出してください。

【 許可があるとみなされる許可証の記載例 】

1. 事業の範囲	
取扱産業廃棄物の種類	
1) 汚泥	7) ゴムくず
2) 廃油	8) 金属くず
③ 廃プラスチック類	⑨ ガラスくず
4) 紙くず	⑩ がれき類
5) 木くず	11) ばいじん
6) 繊維くず	
水銀使用製品産業廃棄物を含まない。	
取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの なし	
取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの 3) 9) 10)	

廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類のいずれか1つの番号が記載されていれば可

2-③ アスベストの事前調査における資格の義務化について

和歌山県環境管理課

◆ アスベストとはどんなもの

アスベスト（石綿）は天然の鉱物で、熱や摩擦に強いという特徴があり、アスベストを用いた製品は、その耐火性能の高さ等から建築物や工作物に多用されました。

しかし、飛散したアスベストを吸引することで肺がんや中皮腫を発症する発がん性が社会問題となり、現在では、新たなアスベスト製品の製造・使用等は禁止されています。

◆ 建築物等の解体・改修時には事前調査（アスベストの有無）が必要です

建築物の解体・改修時には事前調査が義務付けられており、一定規模以上の工事は報告が必要です。事前調査の報告をせず、もしくは虚偽の報告をした場合は 30 万円以下の罰金が科せられます。

◆ 資格者等による事前調査が義務化されます（令和 5 年 10 月から）

令和 5 年 10 月 1 日から、建築物の事前調査において、資格者等による事前調査の実施が義務付けられます。（事前調査の信頼性の確保のため。）

建築物の解体・補修作業等を行う事業者や事前調査を請け負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

◆ アスベストを含む建材を使用した建物を解体する際には

建築物等の解体等作業を行う際において、対象建築物にアスベスト含有建材がある場合は、大気汚染防止法に定められている作業基準を遵守の上、飛散防止対策の徹底をお願いします。

建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{※1}は、資格者等による事前調査^{※2}の実施が義務付けられます。



事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすことになります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



水・大気環境局 大気環境課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL03-3581-3351（代表）内線6536 FAX03-3580-7173
<http://www.env.go.jp/>

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

登録講習機関（令和3年7月現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



講習内容

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義（11時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験	一般調査者と同じ

■ 講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

2-④ 機器廃棄時のフロン類回収の徹底をお願いします

和歌山県環境管理課

～法令違反による検挙事例が発生しています、フロン類の適正処分の徹底をお願いします～

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「法」という。）により、大気中への放出が厳しく規制されています。

特に、業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び業務用冷凍機器は、フロン類を扱う『第一種特定製品』として規制され、法に基づきフロン類を確実に回収する必要があります。

このたび東京都において、エアコン内のフロンを適正に回収せずに譲渡等し、さらにはフロン類を大気中にみだりに放出したことにより、中古電化製品売買事業者及びスクラップ事業者が、検挙・逮捕される事例（下記参照）が発生しました。

【事例（違反内容概要）】

- 第一種特定製品を廃棄する際、第一種フロン類充填回収業登録事業者へのフロン類の引渡をせず、フロン類が充填されたまま引き渡した（法第41条違反）
- 第一種特定製品をスクラップ事業者に譲り渡す際、フロン類回収済みの引取証明書の写しの交付を行わなかった（法第45条の2第1項及び第2項違反）
- スクラップ事業者が譲り受ける際に、引取証明書の写しの交付を受けずに引取を行った（法第45条の2の第4項違反）
- 第一種特定製品であるエアコンに冷媒として充填されているフロン類を大気中にみだりに放出した（法第86条違反）

【廃棄物・リサイクル業者の皆様】

～フロン類が回収されたことを確認できない機器の引取りは、法で禁止されています～

下記に留意の上、フロン類の適正な処分の徹底をお願いします。

○機器を引き取る際は、引取証明書（写し）でフロン類が回収済みであることを確認してください。

○なお、第一種フロン類充填回収業者として自らフロン類を回収する場合は、引き取りが可能です。

※家庭用の製品についても、家電リサイクル法、廃棄物処理法によりフロン類の回収が義務づけられています。

罰則の強化

フロン類をみだりに放出した場合、行政指導などを経ることなく、即座に1年以下の懲役または50万円以下の罰金などの、刑事罰の対象となります。業務用のフロン類使用機器を処分する際は、十分にご注意ください。



問い合わせ先 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

電話 073-441-2688

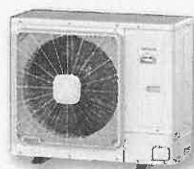
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
**フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。**

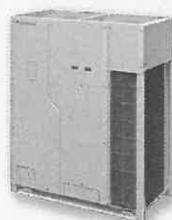
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

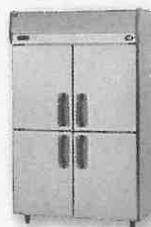
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



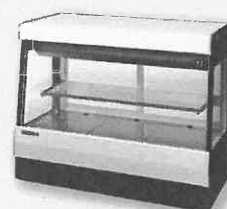
店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

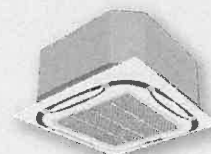
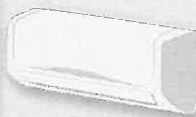
対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

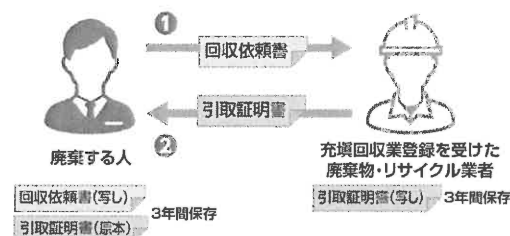
A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合



※さらに別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、引取証明書(写し)を回付してください。

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか？

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



2-⑤ 土壤汚染対策法について

和歌山県環境管理課

◆ 土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況の把握や土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律で、平成15年2月から施行されています。

★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について

一定の規模*以上の土地の形質の変更を実施する際は、着手日の30日前までに届出が必要です。届出をせずに、当該土地の形質の変更に着手した場合には罰則があります。

※一定の規模…有害物質使用特定施設が設置されている土地については900㎡
それ以外の土地は3,000㎡

★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書のオンライン手続きの開始について

【届出する土地が和歌山市内の場合は対象外】

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の手続きについて、和歌山県電子申請システムを利用したオンライン手続きを開始しました。

必要書類や手続き方法については、和歌山県電子申請システムに記載していますので、ご確認ください。

URL : <https://shinsei.pref.wakayama.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>

→上記のページにアクセス後、「和歌山県」の「一定の規模以上の土地の形質変更届出書」を選択してください。

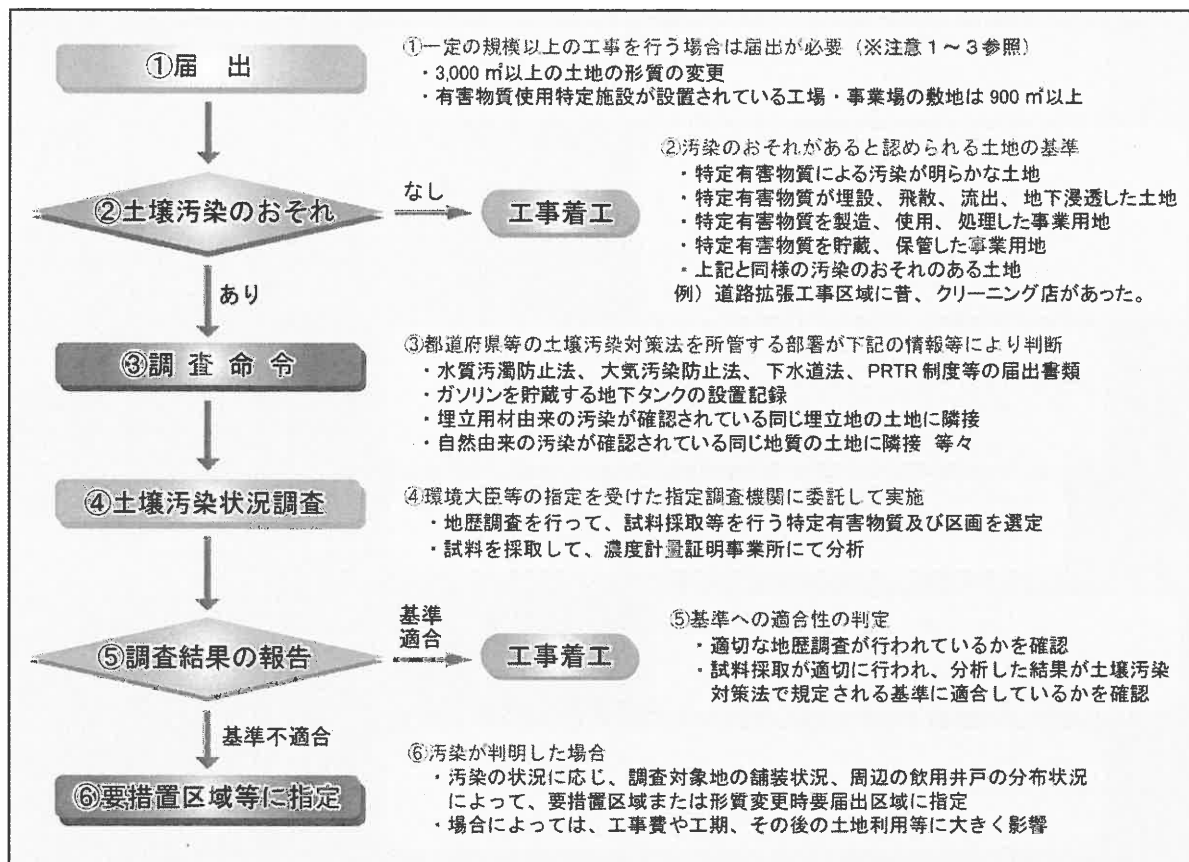
工事に係る土壤汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000 m²（又は 900 m²）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の 30 日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第 66 条第 2 号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

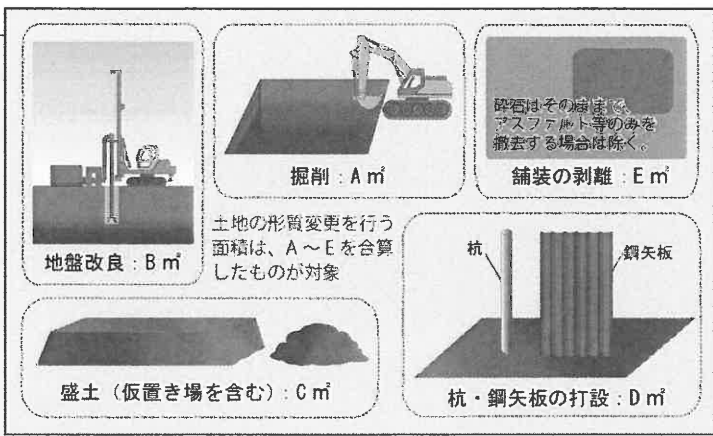
<法第 4 条第 1 項の手続の流れ>



注意 1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壌の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm 以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含まれます。

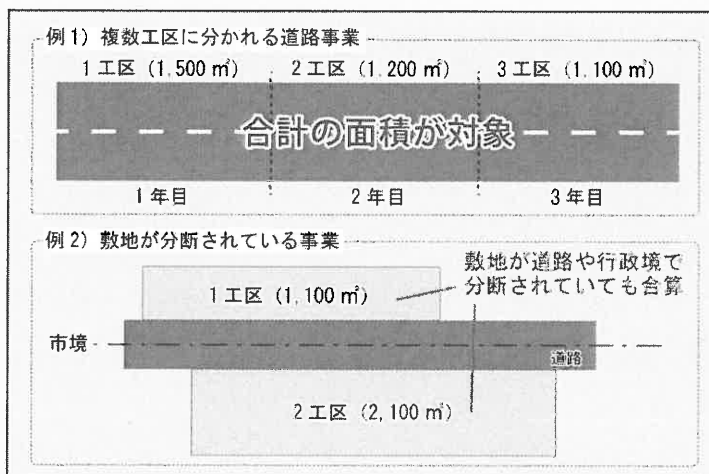
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



注意 2：一体と見なすことができる工事は総面積でカウント

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

＜一体と見なすことができる工事の定義＞
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



注意 3：対象外になる工事は 3 要件とも該当すること

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

未届事案を防止するための取組事例

- ・開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



＜開発行為に係る届出等が規定されている法令の例＞

都市計画法（第 29 条関係）	農地法（第 4 条、第 5 条関係）	騒音規制法（第 14 条関係）
建築基準法（第 6 条関係）	農業振興地域整備法（第 15 条関係）	振動規制法（第 14 条関係）
工場立地法（第 6 条関係）	宅地造成等規制法（第 8 条関係）	森林法（第 10 条、第 34 条関係）
土地改良法（第 96 条関係）	急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係）	文化財保護法（第 93 条関係）
道路法（第 24 条関係）	自然公園法（第 20、21、33 条関係）	地方自治体ごとの各種条例等

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署（<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>）にお問い合わせ下さい。

環境省水・大気環境局土壌環境課

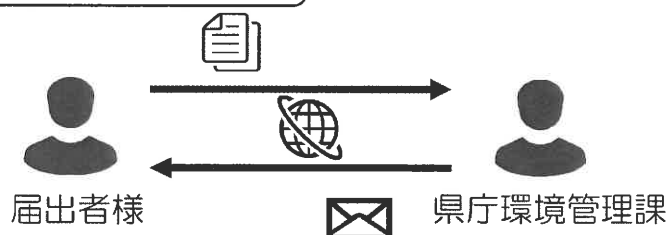


土 壌 汚 染 対 策 法

オンライン手続きの開始のお知らせ

- ・ 3,000㎡以上の土地の形質の変更を伴う工事をする場合、土壌汚染対策法に基づき、着手の30日前までに届出が必要です。
- ・ 和歌山県の電子申請システムを利用することで「一定の規模以上の土地の形質の変更届出」の手続きがオンラインでも可能となりました。
- ・ 従来どおり、紙媒体による手続きも可能です。
- ・ 紙媒体の場合でも県庁環境管理課に提出していただけます。

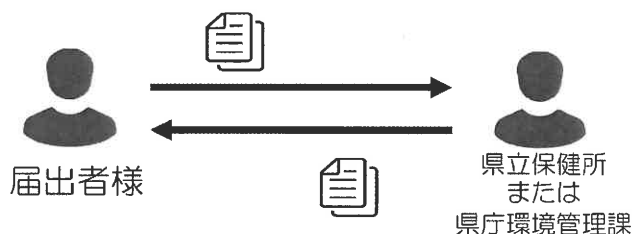
オンライン手続きの場合



【和歌山県電子申請システムを利用した手続きとなります】

- ・ 書類の提出は電子申請システムを経由して行っていただきます。
- ・ 書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは電子書面で通知文を発行します。

紙媒体の手続きの場合



- ・ 書類の受付は、県立保健所または県庁環境管理課が行います。
(※受付を行う県立保健所は、土地の形質の変更をする場所を管轄する保健所です。
例：紀の川市→岩出保健所、上富田町→田辺保健所)
- ・ 書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは書類を受付けた保健所又は県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは紙媒体で通知文を手交します。

【手続きにおける注意点】

- ・ 紙媒体による手続きの場合で、県立保健所又は県庁環境管理課に必要書類を提出する際は、担当者不在を避けるため、あらかじめの電話連絡にご協力ください。
 - ・ 必要書類の有無の確認・作成にあたっては、県庁環境管理課HP又は電子申請システムに掲載している届出書作成の手引きをご確認ください。
- ※届出対象範囲が和歌山市内の場合は、和歌山市環境政策課に手続き方法をご確認ください。

お問い合わせ先：和歌山県庁環境管理課 環境保全班 TEL：073-441-2683

和歌山県環境管理課土壌汚染対策法ホームページ

URL： <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/dojo/index.html>

和歌山県電子申請システム

URL： <https://shinsei.pref.wakayama.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>

→アクセス後、「和歌山県」の「一定の規模以上の土地の形質変更届出書」を選択してください。

ノロウイルス食中毒について

ノロウイルス食中毒は、一年中を通じて発生はみられますが、11月ぐらいから発生件数は増加しはじめ、12月～翌年1月が発生のピークになる傾向があります。感染すると1～2日後に激しい吐き気やおう吐、下痢、腹痛、発熱が生じます。

予防のポイント

- 1 十分に加熱すればウイルスをやっつけることができます。
食品の中心までしっかり加熱（中心温度85～90℃で90秒間以上）しましょう。また、使用した調理器具も熱湯又は塩素系漂白剤で消毒しましょう。
- 2 石けんで手をよく洗いましょう。
トイレの後、調理をする際、食事の前は、必ず石けんで手を洗いましょう。手洗いの後、使用するタオルは清潔なものを使用しましょう。
- 3 おう吐物を処理する際は、注意しましょう。
おう吐物に含まれるウイルスが手などを介して感染してしまう可能性があります。直接手で触れないよう、使い捨ての手袋などを使って取り除きましょう。取り除いたあとは、塩素系漂白剤で消毒し、処理後は、よく手を洗いましょう。

ノロウイルス食中毒注意報発令について

- ◎ 食品事業者及び消費者に対して、食品の取扱いに一層の注意を促すことにより、食中毒の発生を未然に防止することを目的として、昨年度から、ノロウイルスによる食中毒の発生が予測される場合にノロウイルス食中毒注意報を発令しています。
- ◎ 発令の際は、食の安全・安心わかやまメールマガジンやLINE、防災わかやまメールによる配信、和歌山放送のラジオスポット放送、県ホームページへの掲載によりお知らせします。

食の安全・安心わかやまメールマガジン

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/communication/mailmagazin.html>

県ホームページ「食の安全・安心わかやま」

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/d00155985.html>

食の安全・安心わかやま（LINEアカウント）

<https://line.me/R/ti/p/%40988bhgnc>

3 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

◆令和4年度第2回理事会及び常任理事会

開催日：令和4年8月19日（金）

場 所：酒直ビル3F 会議室

（常任理事会は酒直ビル1F 協会会議室）

議 案：①新入会員及び退会会員承認の件について

②安全衛生活動事業について

③行政懇話会の議題について

④マニフェスト価格の改定について

⑤第5回親睦ゴルフコンペの開催について

⑥顧問の就任について

⑦次回理事会の開催日程について

⑧その他

について協議のほか、13件の報告がありました。



◆令和4年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：令和4年11月24日（木）

場 所：酒直ビル3F 会議室

（常任理事会は酒直ビル1F 協会会議室）

議 案：①新規正会員・賛助会員の勧誘促進について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③支部研修会の開催及び日程について

④県外視察研修会の開催について

⑤「よくわかる廃棄物処理法のポイント」の最新版作成について

⑥事務局の年末年始の業務について

⑦次回理事会の開催日程について

⑧その他

について協議のほか、14件の報告がありました。



4 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

4-① 行政懇話会

協会と和歌山県・和歌山市の意見交換会として、令和4年度の行政懇話会を10月28日（金）、酒直ビル3階会議室において開催しました。

和歌山県から森課長（循環型社会推進課）、秋月室長（廃棄物指導室）、猿棒課長補佐兼班長（循環型社会推進課産業廃棄物班）、辻内班長（循環型社会推進課地域環境推進班）、和歌山市から山根木課長（産業廃棄物課）、森本課長（一般廃棄物課）、島事務主任（産業廃棄物課）、市川事務主任（一般廃棄物課）の出席を頂き、当協会からは、武田名誉会長、松田会長、北副会長、須磨副会長、吉村副会長、和田専務理事、今井青年部会長、和田青年部会副会長、樋口青年部会副会長が出席し、以下の内容について意見交換を行いました。

【内容】

- （1）「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」について
- （2）災害廃棄物処理について
- （3）「和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱」について
- （4）和歌山県・和歌山市・（一社）和歌山県産業資源循環協会の協力について
- （5）その他
 - ・建設業の経営事項審査の加点について
 - ・不適切な廃棄物処理について



4-② 安全衛生活動事業

安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、令和4年度リスクアセスメント推進研修会及び相互安全衛生パトロールを実施しました。

(1) 令和4年度リスクアセスメント推進研修会

開催日時：令和4年11月2日（水）13：30～16：30

開催場所：和歌山県民文化会館 3階 特設会議室

講師：一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 安全衛生促進委員

酒本 吉伸氏、赤井 靖氏、柏木 清次氏、瀧本 利生氏

参加者数：64名（内会員外6名）

研修内容：事業場に潜む危険性や有害性が引き起こす、労働災害や健康障害の除去・低減措置に取り組むためのリスクアセスメントの実施方法について、講義を受け実務演習を行いました。

○講義1 …… 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

○講義2 …… リスクアセスメントの基本と実施に向けて

○実務演習 … リスクアセスメントの体験（廃棄物処理現場のリスク見積り）



(2) 相互安全衛生パトロール

令和4年12月6日に和歌山支部2事業所の中間処理施設等で実施し、労働基準監督署安全衛生課長、労働安全・衛生コンサルタント、当協会の安全衛生促進委員から、現場施設の管理及び作業等に関する注意点等の指導を受けました。その中で、良かった点・検討を要する点を紹介します。会員の皆様は、自社の安全衛生管理の参考にいただき、労働災害のない作業効率の良い職場づくりをお願いします。

◇良かった点

- | |
|---|
| ・ 廃材持ち込み業者の車両とショベルローダーの鍔綜部にミラーを設け、汚れ等がない状態を維持出来ていました。 |
| ・ 重機との連絡合図に無線通話を利用されていました。 |
| ・ 設備関係は細部まで整備が出来ていました。 |

・ 日々の点検・月点検表など工場内で表示されていました。
・ 受入ヤード・計量周りが非常に綺麗にされていました。
・ 散水養生をされており、粉塵等も少なく良好でした。
・ 各所注意喚起の表示がされており、良好でした。
・ 重機選別エリアと人力選別エリアが区画されていました。廃棄物量が増えた場合にも維持をし、重機との接触災害がないよう、お願いします
・ 搬入車両の作業場への入出経路を一方通行にされていました。
・ 床は整理・整頓されていて、きれいな状態でした。

◇改善を検討して欲しい点

・ 破碎機について、デッキの墜落防止用手すりの脱落箇所、床の開口の補修をご検討ください。また、回転体ガードの設置もご検討をお願いします。
・ フォークリフトが走行し作業している時に、搬入ダンプが当該作業場に立ち入らないよう、搬入ダンプ運転者の方々への注意喚起方法（標識やパトライト設置等）など、更に工夫できないか、ご検討をお願いします。
・ ヤードでの作業で、タイヤショベルの掻き揚げとユンボの同時作業は危険です。改善策のご検討をお願いします。
・ 作業スペースと処理機械が近いので危険だと思います。人と重機のエリアを色分けする、通路標識を設置するなどの工夫ができないか、ご検討をお願いします。
・ 計量後に後進するのは危険です。改善策のご検討をお願いします。
・ 製品ヤードについて、車両系建設機械運転手が安全にその場所まで上り下りできる通路の設置のご検討をお願いします。
・ 道路清掃の実施のご検討をお願いします。
・ 丸パイプ（ウマ脚立）の単独使用は行わないよう、ご検討をお願いします。
・ 手作業での分別は、切創等のリスクがありますので、分別作業では切創予防保護手袋（ケブラー製の保護手袋等）を使用するよう、ご検討をお願いします。
・ 現場管理者の明示のご検討をお願いします。
・ 工場内・工場周りを整理・整頓するよう、ご検討をお願いします。
・ リフト・ユンボ・コンテナの台数が多い（作業スペースが狭くなり、作業効率が悪くなる）ので、使用頻度が少ない重機等は場外に出すなどの、ご検討をお願いします。
・ 廃棄物置場が品名別に分かれているが置かれている物が違いました。出来る限り品名別に分けるよう、ご検討をお願いします。
・ 「通路」という明確な区画がされていないので、人と重機が車両と接触する恐れがあるので、改善策のご検討をお願いします。
・ フォークリフトでの作業の際、ゴミをコンテナに投入した時に、ゴミの一部がフォークリフト側（運転席側）に落ちてきていました。運転者に当たる恐れがあるので、コンテナの中の状況確認を行った上で投入するなど、リスクアセスメントを行い作業手順を確認するよう、ご検討をお願いします。

労働安全・衛生コンサルタントから皆様をお願いしたいこと！

1. 経営者、管理監督者の皆様へ

朝、元気に出社した人がケガのために帰れない、最悪死亡してしまうといったことは許されることではありません。「元気に出勤、元気に帰宅」を合言葉に、全員が本気で「安全」を考えるように、経営者や管理監督者は「安全第一」を本気で、態度で示すようお願いします。

2. 必須課題は「労働災害（取り分け残存障害の残るような災害、死亡災害）ゼロ」

休業災害、死亡災害に繋がるようなリスクが散見されました。「安全活動」は「職場で働くみんなの命を守る仕事」です。これまでに実施されてきましたリスクアセスメントの結果を形骸化させることなく、計画的に継続して粘り強くリスク低減対策に取り組むようお願いします。

3. 労働災害の原因は「物（設備・作業環境）」と「人（行動）」

（1）設備・作業環境

基本は「本質安全」「人車分離」です。

※但し技術面、費用面等の制約で完全にリスクを無くすことは難しい場合も多く、どうしても「人」に係る対策に頼らざるをえないというのが現実かと思います。

（2）人

① 安全の3原則

「止める・離れる・手足元の確認」を耳にタコができるくらい日頃から繰り返し指導するようお願いします。

止める：修理や点検などは機械設備を止めて行う。

離れる：稼働中のフォークリフトや重機には近付かない、吊り荷の下には入らない。

手足元の確認：通路歩行時、階段昇降時、開口部等々しっかり確認する。

② 世の中の災害事例をみんなで共有

自社・同業他社のみならず世の中の災害事例が他山の石ではないという認識を全員で共有するように啓発・教育を継続するようお願いします。

ご存知かと思いますが、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」(※)に国内の災害事例が多数掲載されています。その事例の中から月に1件ずつでも結構ですから、管理者が適切な事例を選択し職場のみんなで、自分たちの職場に当てはめて水平展開できることがないかを話し合うような機会を設定頂ければと思います。

※https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html

③ その他

・経営のバロメーターと言われている「4S（整理・整頓・清潔・清掃）」など、従来から取り組んでこられた安全活動を形骸化させることなく継続するようお願いします。

- ・人車分離が出来ないところ、例えばフォークリフトや重機稼働中の作業エリアに立らなければならない場合の立ち入り制限の明確化（作業エリアの入り口に信号機やパトライト等を設置し、点滅中は立入禁止とすること）や注意喚起のための表示標識類の設置、朝礼や安全会議等の場での順守指導等々、あの手この手で本気で指導しているという姿を示すようお願いします。
- ・また、危険感受性・危険慣行性のチェックで個々人の安全本性を確認することにより、行動災害が抑止されることも期待できますのでご一考の価値ありかと存じます。



4-③ 収集運搬部会

不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、平成17年度から実施している不法投棄防止巡回パトロールを本年も、※わかやまごみゼロ活動として和歌山市、紀の川市、田辺市の3か所で、不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を掲示した清掃用特殊車両やトラック等で実施し、不法投棄された廃棄物を回収可能な範囲で撤去しました。谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

※わかやまごみゼロ活動とは、和歌山県が「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に係る取り組みの一つとして、ごみの散乱防止について県民意識の高揚、自主的な清掃活動の促進を目的に、県民及び県内事業者が実施する清掃活動であり、当協会の巡回パトロールが認定されています。

1. 和歌山市内一円

(1) 実施日：令和4年10月6日（木）

(2) 参加者：17名

㈱ヴァイオス	2名	㈱紀洋	1名
㈱ケーシーエス	1名	㈱玖保忠	2名
㈱貴志安商店	1名	㈱坂口興業	1名
㈱日ノ本組	1名	㈱目良建設	1名
㈱吉建	1名	和歌山プレス㈱	1名
和歌山市産業廃棄物課	1名	和歌山市一般廃棄物課	2名
産業資源循環協会	2名		

(3) 巡回コース：和歌山市砂の丸広場（集合）→和歌山北高等学校西校舎付近（収集）→森林公園→青岸エネルギーセンター（撤去廃棄物の搬入後解散）、川辺の湯 安庵（啓発パトロール後解散）

※途中で廃棄物搬入と啓発パトロールの二手に分かれました。

(4) 使用車両：3tユニック付きコンテナ車1台、3tダンプ車1台、軽ダンプ2台、軽トラック2台、乗用車4台 計10台

(5) 撤去した物：テレビ、冷蔵庫、布団、カーペット、ソファ、椅子、塩ビパイプ、ペットボトル、空き缶、空き瓶、木くず、金属くず、ガラスくず、その他可燃ごみ等

(6) 撤去した量：3tユニック付きコンテナ車1台、3tダンプ1台、軽ダンプ1台、軽トラック1台 計450kg

(7) 撤去場所等：和歌山北高校西校舎から森林公園の道沿い斜面

2. 紀の川市内一円

(1) 実施日：令和4年10月13日（木）

(2) 参加者：25名

赤井工業㈱	3名	㈱イヌイエコシステム	1名
㈱ヴァイオス	2名	S J リサイクル㈱	1名
㈱大瀧商店	1名	環境リサイクル㈱	1名
㈱紀洋	1名	㈱真永	2名
西洋環境開発㈱	2名	㈱相互商会	1名
㈱三高産業	2名	㈱吉建	1名
和歌山県廃棄物指導室	1名	岩出保健所	2名
紀の川市役所	2名	産業資源循環協会	2名

(3) 巡回コース：紀の川市役所（集合）→桃山町善田（収集）→紀の海クリーンセンター（撤去廃棄物の搬入）→桃山町垣内（収集）→紀の海クリーンセンター（撤去廃棄物の搬入）→紀の川市役所（解散）

(4) 使用車両：軽トラック7台、乗用車6台 計13台

(5) 撤去した物：冷蔵庫、廃タイヤ、建設廃材、廃プラ、木くず、金属くず等

(6) 撤去した量：軽トラック10台 約3,000kg

(7) 撤去場所等：桃山町善田・垣内の2ヶ所

3. 田辺市周辺

(1) 実施日：令和4年10月20日（木）

(2) 参加者：20名

(有)柏木商店	1名	(有)国辰商事	2名
㈱資源開発	1名	(有)志場商店	1名
(有)日置川清掃	1名	㈱山本スクラップ	2名
㈱吉田組	3名	(有)ワコー産業	2名
和歌山県廃棄物指導室	2名	田辺保健所	1名
田辺市役所	2名	産業資源循環協会	2名

(3) 巡回コース：扇ヶ浜海岸駐車場（集合）→田辺市深谷（収集）→田辺市秋津川（収集）→田辺市ごみ処理場（撤去廃棄物の搬入後解散）

(4) 使用車両：2tユニック1台、2tダンプ1台、1tトラック1台、軽ダンプ4台、軽トラック1台、乗用車3台 計11台

(5) 撤去した物：廃タイヤ、波板、廃プラ、木くず、金属くず、缶、びん、ペットボトル、その他一般ごみ等

(6) 撤去した量：2tユニック1台、1tトラック1台、軽トラック2台 計420kg

(7) 撤去場所等：田辺市深谷・田辺市秋津川の2ヶ所

○和歌山市内一円



○紀の川市内一円

今回初めて紀の川市で実施しました！



○田辺市周辺



4-④ 第24回クリーンアップキャンペーン

令和4年9月25日(日)に、天神崎海岸(田辺市)で毎年夏のイメージアップとして恒例になっているクリーンアップキャンペーンを※わかやまごみゼロ活動として実施しました。

3年ぶりの開催となる今回は、会員、会員のご家族、関係行政等94名の方々にご参加いただき、流木等の漂着物及びプラスチック類等を2トン車2台分、パッカー車2台分回収しました。

当日、資機材を提供して頂きました会員様、ご参加いただきました全ての皆様にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後も継続してクリーンアップキャンペーンを実施するとともに、社会奉仕活動等を通じて一般社団法人としての存在を県民に認知されるよう、努力して参りますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

※わかやまごみゼロ活動とは、和歌山県が「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に係る取り組みの一つとして、ごみの散乱防止について県民意識の高揚、自主的な清掃活動の促進を目的に、県民及び県内事業者が実施する清掃活動であり、当協会のクリーンアップキャンペーンが認定されています。



4-⑤ 第5回親睦ゴルフコンペ

1. 親睦ゴルフコンペ

令和4年10月26日（水）に南紀白浜ゴルフ倶楽部において、3年ぶりとなる親睦ゴルフコンペを開催し、20社29名の方々にご参加いただきました。

当日は、天候にも恵まれ絶好のゴルフ日和となり、気持ちよくプレーすることができ、プレー終了後は、武田名誉会長にも参加いただき表彰式を行いました。また、参加者の方々にはチャリティー募金活動にご協力いただき、微力ながら社会貢献に役立てています。

今後も皆様のご理解をいただき、協会会員親睦の一環として続けていきたいと考えていますので、皆様のご参加をお待ちしています。

○順位（敬称略、10位以下は賞があった順位のみ）

B G賞・優勝：小椋 孝也（小椋リビンググリーン㈱）

2位：田中 長見（㈱資源開発）

3位：野村 憲司（㈱エコワークTANABE）

4位：吉村 享（㈱ヴァイオス）

名誉会長賞・5位：井口 恵司（和歌山スチール協同組合）

6位：深尾 大樹（㈱山本スクラップ）

7位：赤井 靖（赤井工業㈱）

8位：西前 天貴（㈱吉建）

9位：川崎 勝也（㈱太陽コーポレーション）

10位：関 祐亮（㈱関組）

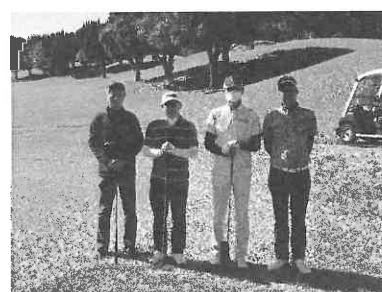
15位：須磨 徳裕（㈱吉健）

20位：和田 年晃（産業資源循環協会）

25位：芋谷 好起（㈲ワコー産業）

当日賞：大前 光司（㈲ワコー産業）

B B賞：大瀧 吉幸（㈱大瀧商店）



2. チャリティー募金活動による「車いすの寄贈」

当協会では平成19年から親睦ゴルフコンペを開催し、参加者の方々からのチャリティー募金で、県下30市町村に「車いすの寄贈」を行っています。今回で26回目となり、令和4年11月14日（月）に武田名誉会長はじめ赤井支部長、和田専務理事等6名で橋本市役所を訪問し、土井総合政策部長、中岡政策企画課長に車いすをお渡ししました。



4-⑥ 青年部会活動

1. 和歌山県青年部会会議報告

○令和4年度第3回役員会

開催日：令和4年8月23日（火）

場 所：和歌山市勤労者総合センター 3階研修室

議 題：（1）近畿ブロック賀詞交歓会について
（2）県循環型社会推進課との第5回勉強会について
（3）災害廃棄物処理支援可能調査について
（4）名刺の作成について
（5）その他

○令和4年度第4回役員会

開催日：令和4年10月4日（火）

場 所：和歌山市勤労者総合センター 4階視聴覚室

議 題：（1）近畿ブロック賀詞交歓会について
（2）県循環型社会推進課との第5回勉強会について
（3）会員相互の事業所見学について
（4）その他

○令和4年度第5回役員会

開催日：令和4年12月6日（火）

場 所：和歌山市勤労者総合センター 4階視聴覚室

議 題：（1）県循環型社会推進課との勉強会について
（2）会員相互の事業所見学について
（3）その他

2. 全国産業資源循環連合会青年部協議会会議報告

○第12回カンファレンス in 岐阜

開催日：令和4年11月14日（月）

場 所：高山グリーンホテル（岐阜県）

内 容：「会員拡大 ～ 5年後の未来のために今から考え次世代に繋げる～」をテーマに、
会員拡大へむけた行動、業界発展へ寄与する人材の確保・育成について各都道府県の青年部長等が意見交換を行いました。和歌山県青年部会から3名が参加しました。

5 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

5-① 会議報告

○第63回理事会（ハイブリッド会議）

開催日：令和4年10月12日（水）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 第64回理事会及び賀詞交歓会の開催について

第2号議案 専務理事の選任について

第3号議案 専務理事の報酬月額について

第4号議案 役員の報酬等並びに費用に関する規程の改正について

＜協議事項＞

（1）令和5年度「第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会」（令和5年秋）の開催について

（2）賛助会員への加入の承認について（フリーサイン㈱）

（3）賛助会員への加入の承認について（㈱トライシクル）

（4）賛助会員への加入の承認について（㈱タウ）

（5）その他

○令和4年度全国正会員事業研修

開催日：令和4年11月7日（月）（web 会議）

出席者：事務局2名

研修内容：（1）インボイス制度について

講師 税理士 萩谷 洋佑 氏（所属：税理士法人大和）

〈質疑応答・アンケート回答〉

（2）事務連絡

5-② 全国産業資源循環連合会政治連盟

○第57回理事会（web 会議）

開催日：令和4年10月12日（金）

出席者：名誉会長（政治連盟理事長）

議 題：（1）地区政治連盟の拡大について

（2）政治連盟事務局の強化について

（3）その他

5ー③ 近畿地域協議会

開催日：令和4年9月16日（金）

場 所：神戸ポートピアホテル「和楽の間」（兵庫県）

出席者：27名（うち当協会5名）

議 題：（1）令和4年度以降の開催方法について

（2）令和4年度各種表彰の推薦について

①緑十字賞候補（事後承認案件）

②安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補

（3）公益社団法人全国産業資源循環連合会の活動状況について

（4）新たな収入源確保のための協会連携事業について

（5）大規模災害発生時における情報伝達訓練等について

（6）次回の開催予定について

（7）その他

6 事務局だより・情報コーナー

6-① 和歌山県への新役員の挨拶について

令和4年6月8日(水)に開催した第10回通常総会において、任期満了に伴う役員改選が行われ、新役員体制が決定しましたので、令和4年9月26日に和歌山県へ就任のご挨拶を行いました。

和歌山県から生駒部長(環境生活部)、田畑局長(環境政策局)、森課長(循環型社会推進課)、秋月室長(廃棄物指導室)、猿棒課長補佐兼班長(循環型社会推進課産業廃棄物班)、辻内班長(循環型社会推進課地域環境推進班)の出席を頂き、当協会から森顧問(和歌山県議会議員)、秋月顧問(和歌山県議会議員)、武田名誉会長、松田会長、北副会長、須磨副会長、吉村副会長、赤井副会長、和田専務理事、山本理事(前青年部会長)、今井青年部会長が出席しました。



6-② 「和歌山県ごみの散乱防止強化月間」出発式への出席について

令和4年10月6日(木)に和歌山県庁正面玄関前広場で「和歌山県ごみの散乱防止強化月間」の出発式が開催され、当協会から松田会長が出席しました。

和歌山県では令和2年10月1日に「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を全面施行し、毎年10月を「和歌山県ごみの散乱防止強化月間」として、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに取組みを強化しています。

出発式には、仁坂和歌山県知事をはじめ、生駒環境生活部長、和歌山県警、和歌山海上保安部、海南海上保安署、協力団体の当協会、和歌山中央郵便局、和歌山県森林組合連合会、和歌山県フライヤー連盟、農業協同組合中央会が出席し、協力団体を代表して、松田会長が挨拶を行いました。また、10月中に当協会が実施する不法投棄防止巡回パトロールが、強化月間の取組みとして紹介されました。

式典後には和歌山県のPRキャラクター「きいちゃん」の合図により、環境監視員9人や協力する民間団体の車両などが、監視パトロールに出発しました。



6-③ 緑十字賞の受賞について

この度、当協会員である㈱三高産業の常務取締役、福井隆司様が令和4年度中央労働災害防止協会緑十字賞を受賞されました。

これは、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループ等に対して贈られるものです。本当におめでとうございます。



6-④ 災害廃棄物処理に対する取り組み

(1) 災害廃棄物処理に関する各協定等の締結について

当協会は、大規模災害の発生時における災害廃棄物処理に備え、平成18年7月に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しました。平成23年に発生した紀伊半島大水害では、同協定に基づき9か月にわたる災害廃棄物処理を行いました。この経験から、災害時に発生した廃棄物は一般廃棄物に該当し、各市町村の責務であることから、より迅速、適正な処理を行うため、平成29年に和歌山市と「災害時廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、平成27年から令和2年にかけて8市20町1村と「県との協定に基づく覚書」を締結しました。また、和歌山県内だけでは対応できない大量の災害廃棄物が発生した場合に広域での処理が迅速に行えるよう、令和2年7月に近畿2府4県で構成する「全産連近畿地域ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定」を締結しています。

近年、全国各地で毎年のように台風や大雨による大規模な自然災害が発生しています。当協会では、いつ起こるかわからない大規模災害で発生した、大量の廃棄物の処理が速やかに行えるよう、行政や関係各機関、協会正会員が連携し、意識の共有を図り、災害廃棄物処理が円滑に行えるよう取り組んでいます。

(2) 令和4年度和歌山県災害廃棄物処理図上演習への参加について

12月22日(木)にみなべ町中央公民館で、令和4年度和歌山県災害廃棄物処理図上演習が開催されました。和歌山県職員16名、市町村職員23名、(一社)和歌山県清掃連合会1名、(一社)和歌山県一般廃棄物協会2名、当協会から事務局含む5名が出席しました。

8つのチームに分かれ、南海トラフ巨大地震が発生したとの想定で、県・市町村の災害廃棄物処理計画などを参考にしながら、災害廃棄物はどのくらい発生するのか、仮置場面積はどのくらい必要か、仮置場の分別配置はどうなるのか、資機材や運搬車両はどのくらい必要かなどの初動対応について話し合い、シミュレーションを行いました。

その後、各チーム間でどのような結果になったかなど意見交換を行い、最後に近畿地方環境事務所から講評が行われました。

平時からブースターパック(発災後の災害廃棄物対策のうち、仮置場の選定からレイアウト、仮置場チラシ作成までの手順をシミュレーションすることができるエクセルツール)の操作に慣れておくこと、仮置場、資機材、運搬車両をどのくらい確保できるかを調査し整理しておくことが大切だと感じました。



6―⑤ 令和4年度安全衛生活動の現状調査について

令和4年度安全衛生活動の現状調査集計（12月現在）

調査対象：処理業者会員207社

回答数：154社

指 標	集計結果			
	目標値	集計値	回答比	会員比
1 安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】	34	27	18%	13%
2 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して10%以上増加させる。	129	154		74%
3 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業数を前年度に比して10%以上増加させる。	116	141	92%	68%
4 連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	85	101	66%	49%
5 法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	92	103	67%	50%
6 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数（参加予定を含む）を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】	70	82	53%	40%
7 安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	79	100	65%	48%
8 ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	71	73	47%	35%
9 リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	57	61	40%	29%

令和4年度安全衛生活動の現状調査にご協力いただきました会員の皆様、本当にありがとうございました。12月現在の集計値につきましては、回答数が昨年より、30%以上増加したため、全体的に数値が増加し、ほとんどの目標値を達成することができました。しかし、重点項目である安全衛生規程の作成については、活動目標値は達成できませんでした。安全衛生規程は事業者から労働者への安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を示すものです。事業者の方は必ず安全衛生規程を作成して頂きますようお願いいたします。

また、規程の作成につきましては、連合会ホームページ（[連合会ホームページ→処理企業の方へ→安全衛生をクリック](#)）の安全衛生規程作成支援ツールで従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程を作成することが可能ですので、ぜひご活用ください!

6-⑥ 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

「講義」を事前に各自会社や自宅等でオンラインで受講し、「修了試験」を下記日程表に記載した試験会場に来場して受験する２段階形式の講習会となります。

申込方法は講習会主催のJWセンターホームページからのWeb申込みのみとなります。

講習会試験日 近畿地区日程表

(前) 9時20分受付 9時50分開始

(後) 13時00分受付 13時30分開始

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬試験	産業廃棄物 処分試験※1	特別管理 産業廃棄物 収集運搬試験	特別管理 産業廃棄物 処分試験※2	収集運搬試験	処分試験※3	
受講料	25,300円	39,600円	37,400円	56,100円	16,500円	20,900円	13,200円
R5年 1月	大阪:13(前) 兵庫:17(前)				大阪:12(前) 兵庫:18(前)	兵庫:17(後)	大阪: 12(後)13(後) 兵庫:18(後)
2月	大阪: 8(前)10(前) 和歌山: 7(前) 京都:15(後) 兵庫:22(後) 滋賀:17(後)	京都:16(前)			和歌山: 7(後)8(前) 大阪: 9(前)10(後) 兵庫: 21(前)22(前) 滋賀:16(前) 京都:16(後)	大阪:8(後)	大阪:9(後) 兵庫:21(後) 京都:15(前) 滋賀: 16(後)17(前)
3月	大阪: 2(前)3(前)				大阪:3(後)	大阪:2(後)	

※1 新規処分試験に追加して新規収集運搬試験を受験することができます。

※2 新規特管処分試験に追加して新規特管収集運搬試験を受験することができます。

※3 更新処分試験に追加して更新収集運搬試験を受験することができます。

詳細はJWセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

★★★特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の追加開催が決定しました★★★

近畿地区のみ抜粋

詳細はJWセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

大阪会場 令和5年2月28日(火) 9:50～ 天満研修センター 定員75名

大阪会場 令和5年2月28日(火) 13:30～ 天満研修センター 定員75名

大阪会場 令和5年3月8日(水) 9:50～ 天満研修センター 定員75名

大阪会場 令和5年3月8日(水) 13:30～ 天満研修センター 定員75名

許可の有効期限にご注意！！

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。

許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○和歌山県では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに5年間有効です。

和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間有効です。

（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。）

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>



小椋リビンググリーン株式会社

〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々70 番地 2

TEL 073-489-3041

FAX 073-489-3838

小椋リビンググリーン株式会社は「明るい環境づくりをめざす」を目標に、創業以来全力で取り組んでいます。

皆様が、快適な日々を送れるよう、これからも社員一同、一丸となって一層の環境保全に力を尽くしてまいります。

これからもよろしくお願いいたします。

代表取締役 小椋 孝也

<最近の気になるニュース>

昨年11月、エアコン内に充填されたフロンが事前に抜き取られことを確認しないで、業務用エアコン8台を引き取り、解体してフロンを大気中に放出させたとして、東京都のスクラップ会社の社長と従業員ら4人が改正フロン排出抑制法違反容疑で逮捕され、同社に解体を依頼した4人も同法違反容疑で書類送検されました。

2020年4月にフロン排出抑制法が改正され、廃棄物処理業者・リサイクル業者はフロン類の回収が確認できない業務用エアコンや冷凍・冷蔵機器の引き取りは禁止されました。業務用エアコンや冷凍・冷蔵機器を引き取る際は依頼業者から「引取証明書」の写しを受け取り、フロン類が回収済みであることを確認する、または、廃棄物処理業者・リサイクル業者が自らフロン充填回収業者として引き取りが可能です。フロン類をみだりに放出した場合は行政指導を経ることなく、即座に1年以下懲役または50万円以下の罰金などの刑事罰の対象となります。

我々の業界は、廃棄物処理法だけでなく、様々な法令にアンテナを張り巡らせなければ、知らず知らずのうちに法律違反を犯し、企業のイメージダウンや厳しいペナルティを受ける場合があります、コンプライアンスの重要性を見つめなおすニュースでした。

また、同業者や関係行政の方々と顔を合わせ、情報交換をすることが大切だと常々感じており、協会が主催する研修会等にも積極的に参加したいと思います。

6—⑨ 新入会員の紹介

令和4年に入会された新入会員をご紹介します！

正会員

(株)小佐田設備工業(代表者名 植野 誠)

〒640-8256 和歌山市土佐町 3-11 TEL 073-431-2055

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000152208

株式会社小佐田設備工業の植野と申します。収集運搬事業の事や産業廃棄物の取り組みを理解し先人の方々にご迷惑をおかけしないよう日々誠実に努力いたします。



(株)平成建機(代表者名 大島 たみ恵)

〒640-8306 和歌山市出島 5-6 TEL 073-497-8188

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000152208

収集運搬業 市 07210033438

処分業 市 07220033438

弊社は、中間処理業・収集運搬業を行っております。持続可能な循環型社会及び低炭素社会の実現と産業廃棄物業界の地位向上に向け社員一丸となって努力してまいります。



角谷産業(株)(代表者名 角谷 利佳)

〒640-8391 和歌山市加納 460-6 TEL 073-436-6608

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000075139

土木工事を中心に道路環境整備及び維持管理、ポリウレタ事業を行っている会社です。地元企業として地域の皆様方に信頼される建設業を目指しより一層努力を重ねる所存でございます。



(株)クスモト土木(代表者名 楠本 容子)

〒649-2523 西牟婁郡白浜町田野井 776 TEL 0739-52-3358

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03006220409

今回新規入会をしました、株式会社クスモト土木、楠本です。地域の皆様に、安心・安全で信頼される企業として、日々努力して参ります。



(有)紀乃利興業（代表者名 中本 貴幸）

〒640-8124 和歌山市雄松町1丁目 38-5 TEL 073-432-2778

業の区分：収集運搬業 許可番号：県 03000075139

収集運搬業 市 07210060507

処分業 市 07220060507

この度はご縁があり入会させて頂く事となりました。宜しく願いいたします。これまで以上、遵法精神と高い職業倫理をもって業務に努めてまいります。



(株)シード（代表者名 林 一樹）

〒649-6261 和歌山市小倉 288-14 TEL 073-488-1591

業の区分：収集運搬業 許可番号：県 03006220409

株式会社シードの林です。私たち社員一同は、廃棄物の分別を適正に行い次世代に繋げる環境づくりに貢献してまいりたいと思います。



田中海運(株)（代表者名 田中 秀昭）

〒640-8287 和歌山市築港 3-2 TEL 073-433-4356

業の区分：収集運搬業 許可番号：県 03000231688

紀伊水道全域でタグボートの仕事で皆様のお世話になっております。この度入会の御承認を頂き真に有り難うございました。皆様の御指導をお願い致します。



賛助会員

AIG損害保険(株)（代表者名 山口 英行）

〒530-0011 大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪タワーB36階

TEL 06-7223-2040 業種：保険業

AIG 損保の寶田（たからだ）と申します。昨今、リスクが増大している「労務対策」「汚染事故対策」等でお役に立ちたいと考えています。ご愛顧のほど宜しくお願い致します。



にしばた行政書士事務所（代表者名 西幡 元成）

〒640-8241 和歌山市雑賀屋町東ノ丁 51 第二新谷ビル4階

TEL 073-402-4407 業種：行政書士

廃棄物関係の各種許可申請から環境関連の届出等まで、手続きの代行をしております。何かございましたら、先ずは弊事務所へお気軽にご相談下さい。



6-⑩ 協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、廃棄物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の推進を図り、産業の健全な発展、生活環境、自然環境の保全と公衆衛生の向上、社会貢献に寄与することを目的としています。廃棄物の適正処理を行うことにより、地域住民や行政との信頼関係を築き、「安全・安心まちづくり」（和歌山県安全・安心まちづくり条例）に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、産業廃棄物に携わる多くの方々が結束し、組織をさらに強固なものにしていく必要があります。会員各位におかれましては、こうした趣旨をご理解いただき、未加入の許可業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

○入会のメリット

社会的信用の向上

当協会では、和歌山県、和歌山市との災害廃棄物処理に関する協定及び県内29市町村との覚書により、県内で災害が発生した時は、災害廃棄物処理についての協力支援を行います。また、大規模な清掃活動としてクリーンアップキャンペーン（浜の宮、天神崎）、不法投棄防止巡回パトロール（和歌山市域、紀北地域、紀南地域）による不法投棄物の撤去活動等を行い社会貢献に取り組み、安全衛生推進活動にも力を入れています。このような事業を推進する団体に入会することは環境等に意識の高い企業と認知され、社会的信用を得ることにつながります。各会員には、協会ロゴマーク入り会員証・記章を発行しており、各車両にロゴマーク入り会員証を貼ることにより、適正処理業者としての証しとなります。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

当協会では和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。会員の皆様は、当協会交付の証明書により建設業の経営事項審査の加点を受けることができます。

協会が主催する研修会・講習会への無償又は会員価格で参加

当協会では労働災害防止のための、救命講習、交通安全講習、労働基準監督署との安全衛生研修会、廃棄物処理法や関係法令等の説明を含めた支部研修会、産業廃棄物を取り扱う方向けに委託契約、マニフェスト等の基礎知識を学ぶ実務者研修会など多くの研修会を開催しています。会員の皆様には無償又は会員価格でご参加いただけます。

産業廃棄物処理業許可の有効期限到来のお知らせ

和歌山県・和歌山市の産業廃棄物処理業の許可の有効期限の到来をお知らせします。

その他

随時必要な法律改正とその解説や新しい行政の指導通達及び業界情報をホームページやファックス、メール等でお知らせいたします。また、協会会員であることを認知してもらうため、会員名簿を県・市町村及び関係団体等に配布し、外部からの処理業者の問合せに対しては事業区分に応じた会員を優先的にご紹介しています。

○入会方法及び入会金

入会申込書を提出していただくことになっています。下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員（収集運搬業）年額 84,000円（処分業）年額 120,000円

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員

年額 30,000円

◆◆◆一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◆◆◆

〒640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

TEL : 073-435-5600 FAX : 073-424-5553

E-mail: wasanpai@sanpai.com URL: <http://wakayama.sanpai.com>

6-⑪ 建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。会員の皆様には、これに伴う各種調査等に協力することによって、当協会から証明書の交付を受け、この制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

当社は、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う「大規模災害時における災害廃棄物の処理等」に協力することをお誓いいたします。

※必ず全てご記入ください

許可番号 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 和歌山県知事許可(般-11)第11111号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	
TEL 番号	
FAX 番号	
経審の審査基準日 (直近の決算日)	令和 年 月 日

申請年月日 令和 年 月 日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
会長 松田美代子様

FAXでお申し込みください。(FAX番号:073-424-5553)

6-⑫ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い

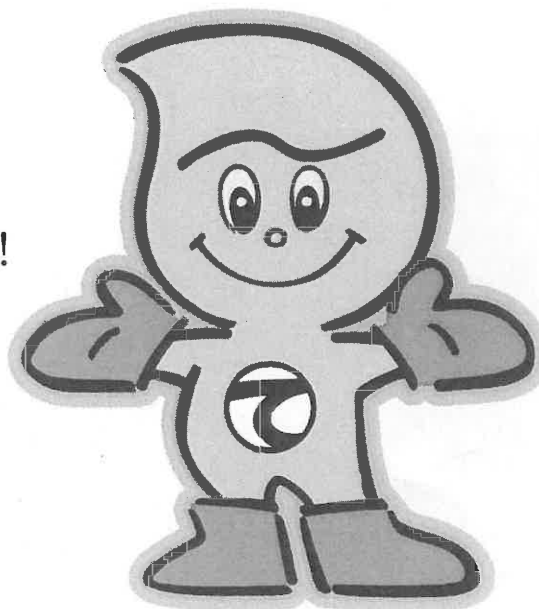
全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い！

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議員有志（令和4年11月30日現在109名）による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。こうした追い風はありますが、我々は今まで以上、全国産業資源循環連合会会員が一丸となった団結力で、業界の将来を見据えた活動を強力に推進していかなければならないのではないのでしょうか。業界の目的を達成するには、まだまだ多くの方の理解を求め、力を貸していただくための積極的な活動が必要であります。皆様には、そうした活動の拠点となる全産連和歌山県地区政治連盟に是非ともご加入よろしくお願いいたします。

てき丸くんからのお願い！



6-⑬ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業（産業廃棄物処理業を含む）が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことでありますが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

〔労働災害防止対策〕

1 共通事項

- （１）安全衛生管理体制の確立
- （２）危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施
- （３）「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- （４）転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- （５）雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- （６）安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- （７）「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- （８）「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

2 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- （１）「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- （２）処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- （３）機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- （４）車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- （５）廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- （６）廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- （７）廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- （８）廃PCBの無害化処理作業におけるPCBばく露防止対策の徹底
- （９）夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。

その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことはありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※ 「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

- 1 分類 (1) 収集運搬 (収集運搬車両運転中を含む) (2) 中間処理 (3) 最終処分
2 事故の型 (1) はさまれ (2) 巻き込まれ (3) 墜落 (4) 転落 (5) 転倒 (6) 爆発 (7) 火災 (8) 衝突 (9) その他 ()

会 社 名			
担 当 者 名			
住 所	〒		
連 絡 先	TEL	—	—
	FAX	—	—
い つ	令和	年	月 日 (時 分頃)
ど こ で (発生場所)			
何をしているとき(発生時作業内容)			
何がどうした・どうなった (要因と結果)			
改善すべき事項(個人的・社内的)			
改善した結果(効果)			

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 TEL 073-435-5600 FAX 073-424-5553
E-Mail wasanpai@sanpai.com

（公社）全国産業資源循環連合会では産業廃棄物処理業者の労働安全に対する関心を高めることを目的に労働災害情報を収集し、未然防止対策と併せて情報提供しています。

つきましては、労働災害情報及び未然防止対策、類似事故を紹介しますので、参考にしていただき、労働災害のない職場づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いします。

全産連労災発生情報 No.202205-1 「タンク洗浄中に作業者が死亡」

【概要】

中間処理施設のタンクを洗浄していた外注作業員1名が死亡した。タンクの内部確認用の窓に顔を突っ込んだ状態で発見された。

【推定要因】

機械設備・有害物質の種類（起因物）	灰の塊
災害の種類（事故の型）	飛来・落下
発生要因（人）	危険感覚
発生要因（管理）	不意の危険に対する措置の不履行

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・作業手順を徹底すること。
- ・タンクの構造等について根本的に検討すること。
- ・作業計画の作成と作業管理を行うこと。
- ・安全教育を実施すること。

【概要】

フォークリフトを使って産業廃棄物の積み込み作業を行っていた作業員が、駐車していたフォークリフトが動き出し、トラックとフォークリフトにはさまれ死亡した。現場は傾斜していた。

【推定要因】

機械設備・有害物質の種類（起因物）	フォークリフト
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
発生要因（人）	危険感覚
発生要因（管理）	安全措置の不履行

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・フォークリフトから離れるときは確実に停止させること
フォークリフトの運転席から離れるときは、ブレーキを確実にかけ、傾斜のある場合は、輪留めを使用するなどの逸走防止措置を行う。
- ・安全教育を実施する
労働者に対し、作業による危険性、危険を防止するための方法、作業手順等について、安全教育を実施する。

【類似事故】

ダンプトラックが突然後退し、 ダンプトラックと柱に挟まれる



発生状況

この災害は、ダンプトラックから碎石を降ろしていたところ、ダンプトラックが突然、後ろに動き出し、ダンプトラックと柱に挟まれたものである。

災害発生日、被災者は、同僚と住宅建築現場にダンプトラックで碎石を運ぶこととしていた。

同僚がダンプトラックを運転し、被災者は助手席に乗り、住宅建築現場に着くと、被災者は、ダンプトラックから降り、ダンプトラックを住宅の玄関近くの碎石を降ろす場所に誘導した。

そして、同僚がダンプトラックの荷台を上げ、被災者は、スコップで碎石を降ろし始めた。一方、同僚も碎石を降ろすため、ダンプトラックのサイドブレーキを引き、ギアをニュートラルに入れ、エンジンを切り、運転席から降り、被災者のいる方に向かった。

この時、ダンプトラックが突然、被災者のいる後方へ動き出し、被災者は、ダンプトラックと住宅の玄関の柱に挟まれた。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 ダンプトラックを確実に止めていなかったこと
積み降ろし作業を行っていた場所は、少し傾斜していたが、サイドブレーキは確実に引かれておらず、また、輪留め等の逸走防止措置もなされていなかった。
- 2 安全に関する教育がなされていなかったこと
被災者や同僚に対し、作業方法や作業分担なども特に定められておらず、安全に関する教育もなされていなかった。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

7 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の令和4年主要事業・行事

月	日	主催・事業・行事	場 所	内 容
1	12	和産協:支部研修会	和歌山商工会議所	和歌山支部、有田・海南支部研修会
1	13	和産協:支部研修会	粉河ふるさとセンター	紀北支部研修会
1	18	和産協:支部研修会	東牟婁振興局	紀南支部研修会
1	19	和産協:支部研修会	上富田文化会館	御坊・田辺支部研修会
1	25	和歌山県地区政治連盟理事会	協会会議室	令和4年和歌山県地区政治連盟第1回理事会
1	28	全産連:会長・理事長会議	Web会議	臨時全国正会員会長・理事長会議
1	28	近畿ブロック:青年部幹事会	Web会議	令和3年度第5回幹事会
1	28	全産連:政治連盟	Web会議	全国産業資源循環連合会政治連盟 第55回理事会
2	9	日廃振センター:許可講習会試験	プラザホープ	更新収運
2	10	日廃振センター:許可講習会試験	プラザホープ	新規収運
2	10	全産連:責任者会議	Web会議	令和3年度第2回全国正会員事務局責任者会議
2	10	和産協:青年部会役員会	和歌山市勤労者総合センター	令和3年度第6回役員会
2	16	和産協:常任理事会	協会会議室	令和3年度第4回常任理事会
2	16	和産協:理事会	酒直ビル3階会議室	令和3年度第4回理事会
2	24	和歌山県地区政治連盟総会	酒直ビル3階会議室	和歌山県地区政治連盟第13回総会
3	3	和産協:青年部会活動	和歌山県庁	和歌山県議会議長室訪問
3	7	全産連:近畿地域協議会	京都府	全国産業資源循環連合会近畿地域協議会
3	8	全産連:政治連盟	Web会議	全国産業資源循環連合会政治連盟第20回代議員会
3	18	全産連:教育研修委員会	Web会議	令和3年度第1回教育研修委員会
3	25	近畿ブロック:青年部幹事会	京都府	令和3年度第6回幹事会
4	6	全産連:災害廃棄物委員会	Web会議	令和4年度第1回災害廃棄物委員会
4	8	和産協:青年部会役員会	和歌山市勤労者総合センター	令和4年度第1回役員会
4	20	全産連:近畿地域協議会	大阪府	近畿地域協議会事務局責任者会議
4	25	和産協:常任理事会	協会会議室	令和4年度第1回常任理事会
4	25	和産協:理事会	酒直ビル3階会議室	令和4年度第1回理事会・会計監査
4	27	和産協:青年部会勉強会	協会会議室	県循環型社会推進課との第4回勉強会
5	27	和産協:参加	ホテルグランヴィア和歌山	一般社団法人和歌山県清掃連合会60周年記念大会
5	27	近畿ブロック:青年部幹事会	京都府	令和4年度第1回幹事会
5	27	近畿ブロック:青年部総会	京都府	令和4年度通常総会
6	8	和産協:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第10回通常総会
6	8	和産協:臨時理事会	ダイワロイネットホテル和歌山	会長、代表理事、各種委員会委員の選任
6	8	和産協:青年部会役員会	ダイワロイネットホテル和歌山	令和4年度第2回役員会
6	8	和産協:青年部会総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第10回青年部会総会
6	16	全産連:青年部協議会総会	東京都	第23回通常総会
6	17	全産連:総会	東京都	第12回定時総会
6	17	全産連:政治連盟	Web会議	全国産業資源循環連合会政治連盟第56回理事会
6	24	和産協:参加	兵庫県	一般社団法人兵庫県産業資源循環協会設立30周年記念式典
6	26	和産協:クリーンアップキャンペーン	和歌山市	第23回クリーンアップキャンペーン(浜の宮)荒天のため、中止
6	28	全産連:災害廃棄物委員会	Web会議	令和4年度第2回災害廃棄物委員会

月	日	主催・事業・行事	場 所	内 容
7	1	和産協:研修会	プラザホープ	産業廃棄物処理実務者研修会
7	8	全産連:事務局責任者会議	Web会議	令和4年度第1回全国正会員事務局責任者会議
7	19	和歌山県:災害廃棄物処理担当者会議	みなべ町中央公民館	令和4年度第1回和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会
7	22	近畿ブロック:青年部幹事会	大阪府	令和4年度第2回幹事会
8	2	日廃振センター:許可講習会試験	プラザホープ	新規収運、更新収運
8	3	日廃振センター:許可講習会試験	プラザホープ	更新収運、特責
8	9	和産協:安全衛生会議	協会会議室	安全衛生推進委員会
8	19	和産協:常任理事会	協会会議室	令和4年度第2回常任理事会
8	19	和産協:理事会	酒直ビル3階会議室	令和4年度第2回理事会
8	23	和産協:青年部会役員会	和歌山市勤労者総合センター	令和4年度第3回役員会
9	13	全産連:近畿地域協議会	Web会議	近畿地域協議会事務局責任者会議
9	16	全産連:近畿地域協議会	兵庫県	全国産業資源循環連合会近畿地域協議会
9	25	和産協:クリーンアップキャンペーン	田辺市	第24回クリーンアップキャンペーン(天神崎海岸)
9	26	和産協:新役員の挨拶	和歌山県庁	和歌山県への新役員の挨拶
9	30	近畿ブロック:青年部幹事会	大阪府	令和4年度第3回幹事会
10	4	和産協:青年部会役員会	和歌山市勤労者総合センター	令和4年度第4回役員会
10	6	和歌山県:ごみゼロキャンペーン	和歌山県庁	ゴミの散乱防止強化月間パトロール出発式
10	6	和産協:巡回パトロール	和歌山市	不法投棄防止巡回パトロール
10	12	全産連:政治連盟	Web会議	全国産業資源循環連合会政治連盟 第57回理事会
10	13	和産協:巡回パトロール	紀の川市	不法投棄防止巡回パトロール
10	20	和産協:巡回パトロール	田辺市	不法投棄防止巡回パトロール
10	26	和産協:ゴルフコンペ	南紀白浜ゴルフクラブ	第5回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
10	28	和産協:行政懇話会	酒直ビル3階会議室	令和4年度行政懇話会
11	2	和産協:安全衛生研修会	和歌山県民文化会館	リスクアセスメント推進研修会
11	6	和産協:青年部会役員会	和歌山市勤労者総合センター	令和4年度第6回役員会
11	7	全産連:正会員事業研修	Web会議	令和4年度全国正会員事業研修
11	14	和産協:車いす寄贈	橋本市役所	第5回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)の車いすを橋本市に寄贈
11	14	全産連:青年部協議会カンファレンス	岐阜県	第12回カンファレンスin岐阜
11	24	和産協:常任理事会	協会会議室	令和4年度第3回常任理事会
11	24	和産協:理事会	酒直ビル3階会議室	令和4年度第3回理事会
11	25	近畿ブロック:青年部幹事会	大阪府	令和4年度第4回幹事会
12	6	和産協:安全パトロール	和歌山支部	相互安全衛生パトロール
12	9	全産連:近畿地域協議会	Web会議	近畿地域協議会事務局責任者会議
12	15	近畿地方環境事務所:情報伝達訓練	協会事務所	和歌山県と大規模災害時における協定に基づく情報伝達訓練
12	22	和歌山県:災害廃棄物処理	みなべ町中央公民館	令和4年度和歌山県災害廃棄物処理図上演習

会員数（令和4年11月30日現在）

	正会員数
紀北支部	36
和歌山支部	75
海南・有田支部	29
御坊・田辺支部	55
紀南支部	19
合計	214

	賛助会員数
合計	14



じゅんかん わかやま VOL. 49

令和5年1月

発行人
企画・編集
発行所

松田 美代子
和田 年晃
一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
和歌山県海南市築地6-24
有限会社 かさい
TEL 073-482-1647

印刷